

## 早明浦ダム再生事業環境モニタリング委員会

### 第4回委員会における委員指摘事項とその対応

令和8年2月10日

独立行政法人水資源機構  
吉野川上流総合管理所  
早明浦ダム再生事業推進室

# 第4回委員会における委員指摘事項とその対応 1

早明浦ダム再生事業環境モニタリング委員会（第4回）

開催日時：令和7年9月4日(木)14:00～16:00

開催場所：早明浦ダム・高知分水管理所 ふれあいホール

整理番号	指摘事項	対応
1	<p>令和7年度に新規確認されたゴシヨイチゴは、過去に生育していた個体の埋土種子が、伐採による環境の変化により発芽したものと考えられ、今後も出現する可能性がある。コストを考慮しつつ、中長期的な目標を見据えたうえで保全する必要がある。移植する場合は、現在生育している環境（斜面地で明るく、表土はあまり露出しない）と類似した場所が望ましく、そういった環境を創出するか見つける必要がある。</p>	<p>移植適地の探索は引き続き行いつつ、工事により改変される区域内で確認されるゴシヨイチゴは、適宜プランターへ移植する予定です。また、ゴシヨイチゴの新規個体確認箇所付近の表土も一時保存します。プランターへ移植したゴシヨイチゴは、最終的に造成跡地に移植する見込みです。</p>
2	<p>令和7年度に移植したゴシヨイチゴは、発芽後1年目の個体であるが、より根が成長する2年目の個体の方が、移植後の生存率が高くなる可能性がある。次回移植する場合は、2年目となってから移植することも検討し、移植時は根の状態をよく観察・記録する必要がある。</p>	<p>今後移植予定のGI③及びGI④については、令和8年度以降（発芽後2年目）の移植を予定し、可能な限り成長した株を移植するため、工事の進捗を踏まえて移植時期を検討します。また、移植時には根の状態を観察・記録します。 [別紙-1]</p>
3	<p>濁水に関する臨時調査の実施基準について、1週間継続の設定根拠を示す必要がある。また、騒音振動等のモニタリング項目の基準値についても、委員会関係者以外にも基準値の設定根拠がわかるように、根拠を明示するとよい。</p>	<p>早明浦ダム管理所では濁度10度以上の日数が1週間以上継続した場合を濁度長期化の基準としています。また、再生事業開始後に濁度10以上の継続日数はおおむね1週間未満であることから、1週間以上継続する場合に工事影響が長期に及ぶと想定しています。その他項目の基準値についても根拠を明示します。 [別紙-2]</p>
4	<p>濁水の臨時調査体制は委員会資料の通りでよいが、騒音振動等その他のモニタリング項目についても、基準値の超過や課題が生じた際の対応・体制を明記する必要がある。年に1回程度開催予定の委員会を待つのではなく、異常発生時にはメール審議等で臨時の情報交換を行うといった対応方法を検討する必要がある。希少種の情報等、委員全員に共有することが望ましくない事項を除き、モニタリング委員会の委員全員に情報共有でき、委員会としての対応とできる仕組みができるとよい。</p>	<p>問題が生じた際には、環境モニタリング委員と情報を共有して、速やかな対応を検討します。メール審議等した内容については、次回委員会で報告いたします。 [別紙-3]</p>

# 第4回委員会における委員指摘事項とその対応2

早明浦ダム再生事業環境モニタリング委員会（第4回）

開催日時：令和7年9月4日(木)14:00～16:00

開催場所：早明浦ダム・高知分水管理所 ふれあいホール

整理番号	指摘事項	対応
5	インフラツーリズムやかかわまちづくりといった取り組みなど、多くの人に親しんでもらえるようになって欲しい。関係者と連携して整備していただき、地元の方々や観光客等が喜んでもらえるようになればよい。早明浦ダム及びその周辺はアクセスも良く魅力のある場所であり、注目度も増えている。SNSでの情報発信、地元や高知県等との共同等により、早明浦ダム及びその周辺の魅力をもっと生かしていければよい。	引き続き関係者と連携して事業を進めていきます。また、香川県や観光協議会等と連携し、ダム見学会の実施や、インフラツーリズムを進めるなど、継続していろいろな関係者との連携も取り組んでいきたいと思いをします。
6	工事現場のライブカメラについて、一般に公開する点で有効な手段であるため、今後本格化する工事の様子がよくわかる位置に適宜設置するとよい。	工事の進捗に合わせて、カメラの設置位置を検討します。

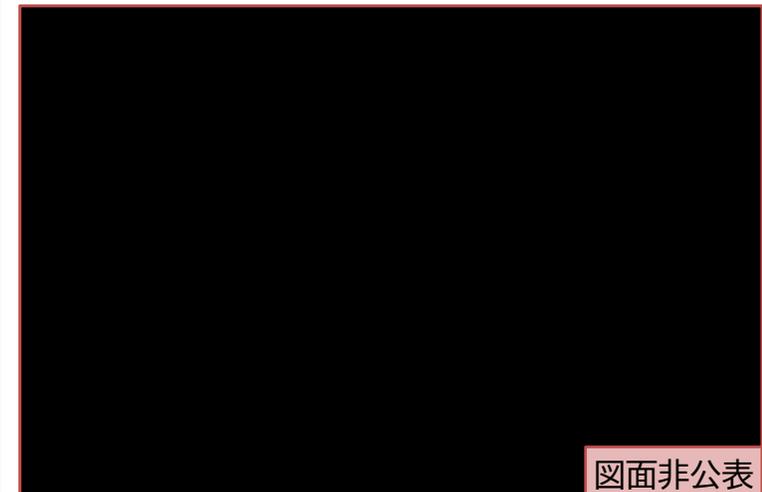
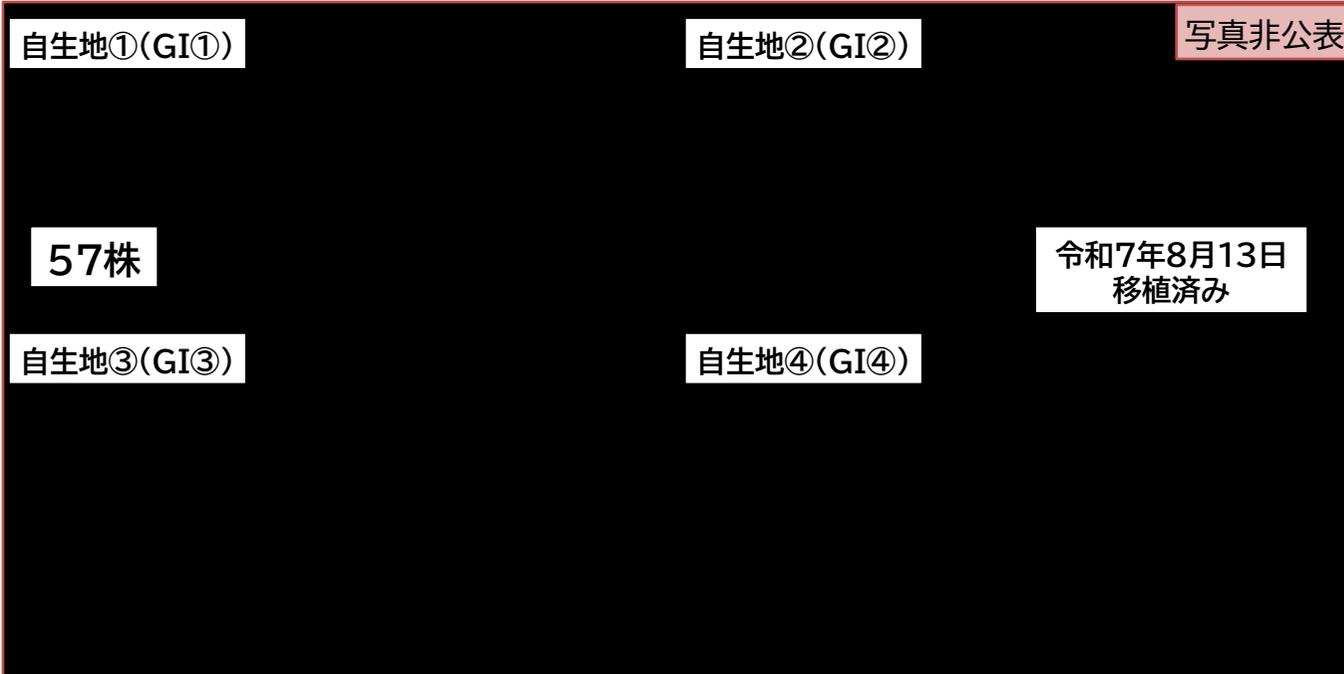
# [別紙-1]ゴショイチゴの移植

## ■新規個体の確認(対象事業実施区域内)

- ゴショイチゴの確認範囲の一部(GI①の一部)では、令和7年7月より盛土を行う計画となっていることから、盛土で消失する範囲の移植を検討し、令和7年7月7日～9日に移植を行った。(第4回委員会で報告済み)
- ゴショイチゴの確認範囲の一部(GI②の一部)では、令和7年8月～9月より盛土を行う計画となっていることから、盛土で消失する範囲の移植を検討し、令和7年8月13日に移植を行った。(新規報告)20株をプランターに移植した。
- GI③及びGI④については、令和8年度以降(発芽後2年目以降)の移植を予定し、可能な限り成長した株を移植するため、工事の進捗を踏まえて移植時期を検討する。
- 移植後の活着率を上げるために、細根を切らないように丁寧に彫り上げて、根の状態を観察・記録する。
- 移植間隔を調整するときの情報を得るために、横走根の広がりを観察して、根張りの大きさ(面積)を確認する。



8月13日移植  
(GI②から20株移植)



自生地(対象事業実施区域内)の状況(令和7年6月11日時点)

# [別紙-2] 基準値の設定根拠

## ■臨時調査計画（第4回早明浦ダム再生事業環境モニタリング委員会 資料2より抜粋）

- 工事範囲からの濁水流出等による特異な状況が発生した場合には、河川環境への影響を把握するため、臨時調査を実施する。
- 濁水の発生による調査実施の目安は、以下のとおりとした。

濁度：吉田橋において、再生事業が要因と考えられる日平均濁度10以上が1週間継続

## ■臨時調査実施目安の設定根拠

- 濁水の発生による臨時調査実施の目安は、過去の濁度継続日数と早明浦ダム管理所における濁度長期化の基準を参考に設定した。

臨時調査項目		調査実施目安	目安の設定根拠
水質調査	5項目(水温・pH・DO・濁度・SS)	吉田橋において、再生事業が要因と考えられる日平均濁度10以上が1週間以上継続	早明浦ダム管理所では濁度10度以上の日数が1週間以上継続した場合を濁度長期化の基準としています。また、再生事業開始後に濁度10以上の継続日数はおおむね1週間未満であることから、1週間以上継続する場合に工事影響が長期に及ぶと想定しています。
生物調査	付着藻類		
	魚類		

## 参考：日平均濁度が10以上となった日数（吉田橋）

吉田橋	工事前							工事中（2021年より工事用道路工事、2023年より下流部工事等開始）				
	2014年 ※台風11,12号 による影響	2015年	2016年 ※台風12号 による影響	2017年	2018年 ※台風7号に による影響	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年 ※台風6号に による影響	2024年	2025年 (6月まで)
濁度10以上の日数（日）	17日	1日	22日	1日	30日	1日	0日	2日	6日	12日	4日	0日
濁度10以上の最大継続日数（日）	17日	1日	13日	1日	23日	1日	0日	2日	6日	12日	4日	0日

# [別紙-2] 基準値の設定根拠

## ■モニタリング項目の基準値

- 環境モニタリング計画における各項目の基準値は、環境省等が定める環境基準や、予測評価結果を参考に設定した。

環境区分	工事中の環境監視計画	基準値	基準値の設定根拠
大気質 (粉じん)	粉じん 1回/月 (降下ばいじん 濃度計測)	基準値 (10t/km <sup>2</sup> /月)	生活環境を保全する上での「降下ばいじんの寄与量」の目安 (スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律の施行について(平成2年環大自第84号) 20t/km <sup>2</sup> /月)から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値(10t/km <sup>2</sup> /月)を引いた値
騒音	騒音・振動レベル 10分間隔自動計測	基準値 (85dB 以下)	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月27日厚・建告1号)
振動	(騒音・振動レベル)	基準値 (75dB 以下)	振動規制法施行規則 (昭和51年11月10日総理府令第58号) による特定建設作業の規制に関する基準
水質	SS、pH ・濁水処理装置内で 水質を自動計測 ・自動計測、定期調査	pH : 6.5以上8.5以下 SS : 25mg/L以下	吉野川上流 : 河川AA類型 (水質汚濁に係る環境基準 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) )

# [別紙-3] 工事影響が想定された場合の対応方針

## ■ 工事影響が想定された場合の対応方針

- モニタリング項目において、工事影響が想定された場合、事業者は速やかに原因の究明・解決をする。工事影響が解消されない・長期化する場合は、全ての委員に情報を共有・相談し、臨機応変に対応する。
- ただし、希少猛禽類、植物についての相談は、専門とする委員を優先し、対応後に全ての委員へ報告する。

モニタリング項目	工事影響の目安
大気質 (粉じん)	基準値 (10t/km <sup>2</sup> /月) を超過し、工事影響が想定された場合
騒音・振動	1時間値 (10分間隔の観測値から算出) が基準値 (騒音: 85dB 以下、振動: 75dB 以下) を超過し、工事影響が想定された場合
水質 (濁水処理装置)	基準値 (pH6.5以上8.5以下、SS 25mg/L以下) を超過した処理水が流出した場合
水質 (吉野川環境調査地点における調査)	吉田橋において、日平均濁度10以上が1週間継続し、工事影響が想定された場合
希少猛禽類	・ 工事による警戒行動や忌避行動の確認、工事箇所付近での営巣地の確認等、工事影響への対応が必要となった場合
植物	・ 希少植物の新規移植が必要となった場合 ・ 工事箇所周辺に特定外来生物の侵入を確認した場合

## ■ 連絡体制のフロー

